

表 彰 基 準

平成 2 9 年 2 月 2 3 日 理事会決定

(目的)

第 1 条 公益社団法人千葉県測量設計業協会（以下、「協会」という。）業務施行規則第 7 条及び就業規則第 3 5 条に定める表彰、業務施行規則第 1 4 条第 2 項に定める役員退任時の功労に係る表彰及び選考を円滑に行うため、本基準を定める。

(表彰)

第 2 条 表彰は、原則として、毎年の通常総会または 10 年毎の周年事業式典において、別表の区分により行う。

(選考)

第 3 条 表彰の選考は、協会功労者、協会協力者及び特別功労者については、理事から推薦のあった者について行う。

- 2 退任役員の前職者の選考はその対象者すべて、永年勤続者の選考については選考基準を満たす者すべてについて、それぞれ行うことを原則とする。
- 3 協会事務局優秀専従者の選考については、就業規則及び別表に定めるところによる。

(欠格事由)

第 4 条 表彰の候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わないものとする。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、刑の言渡しの効力が失われた者を除く。
- 二 破産者で復権を得ない者。
- 三 前各号に準ずると理事会が決定した者

(被表彰者の決定)

第 5 条 被表彰者の決定は、理事会に諮り会長が決定する。ただし、緊急を要するものについては、会長が決定することができる。

(表彰の方法)

第6条 前条までの表彰は、予算の範囲内で、第2条及び別表1に定める表彰状または感謝状に添えて記念品を贈ることができる。

2 前項の規定のうち、退任役員については、業務施行規則第14条第2項及び同規則別表第3に定めるところによる。

(表彰の取消)

第7条 表彰後、第4条に定める欠格事由に該当したときまたは被表彰者に表彰の趣旨に反する行為もしくは表彰の体面を汚す行為があったときは、会長は、理事会に諮り表彰を取り消すことができる。

(疑義等)

第8条 この基準の内容に疑義等がある場合は、理事会の議を経て決定するものとする。

附則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
平成30年4月13日理事会決定による別表表彰区分の改正は、平成30年4月13日から施行する。

別表 表彰区分

被表彰者の種別	表彰の種別	対象者	選考基準	表彰時期
退任役員	会長感謝状	協会の役員を退任した者		退任した総会時または退任後最も近い総会時
協会功労者	会長表彰状	協会の役員または役員であった者	原則として、会長若しくは副会長を務め退任した者又は理事及び監事を3期以上務めた者。ただし、過去に協会功労者表彰を受賞した者を除く。	周年事業式典時又は総会時ただし、必要に応じてそれ以外の時期に行うことを妨げない。 ※協会協力者（会員）に対する表彰は、総会時又は周年事業式典に以下の基準で行うことを原則とする。
協会事務局優秀専従者	会長表彰状	協会事務局の職員	周年事業式典時において、勤続10年、20年、30年、40年に達している者。	①高校研修及び技術センター講習等に職員を指導員として派遣した会員で、その派遣回数が増加した会員。
協会協力者	会長感謝状	協会功労者以外で協会事業に協力した協会会員（※）、会員の代表者、会員に所属する個人又は会員以外の法人もしくは団体	原則として、委員若しくは部会員として、他の協会員の範となり協会に協会への功績顕著と認められる者又は長年講師、指導員もしくは事業協力者として功績顕著と認められる者。	②協会が千葉県若しくは千葉県内自治体と締結した災害協定及び全測連若しくは同関東地区協議会が国と締結している災害協定に基づいて、応急業務を実施した会員で特に功績のあった会員
特別功労者	会長感謝状	その他上記には該当しないが、協会に特別の功労のあった者、特別の善行により協会又は業界の認知度向上に貢献した者等。		③その他協会事業への協力による功労が顕著な会員